の他内閣府令で定める事項をいう。）を当該施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならないこととする等、教育・保育等に関する情報の報告及び公表について所要の規定の整備を行うこととした。（第五八条第二項～第四項関係）

5　地域子ども・子育て支援事業

㈠　市町村が地域子ども・子育て支援事業として行うこととされている、地域の子ども・子育て支援に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を総合的に行う事業の対象者に、妊婦及びその配偶者を加えることとした。（第五九条第一号関係）

㈡　母子保健法に規定する産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業として位置付けることとした。（第五九条第一四号関係）

6　仕事・子育て両立支援事業

政府は、子どもを養育する者の出生後休業の取得及び育児時短就業を促進するため、仕事・子育て両立支援事業として、雇用保険法の規定による出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を行うこととした。（第五九条の二第二項関係）

7　働き方等の多様化に対応した子育て支援事業

政府は、子どもを養育する者の働き方及び生活様式の多様化を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業の対象とならない者の子育てに対する支援の充実を図るため、働き方等の多様化に対応した子育て支援事業として、一歳未満の子どもを養育する国民年金の被保険者に対して国民年金法の定めるところによる経済的支援を行うこととした。（第五九条の三関係）

8　子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画について、内閣総理大臣が定める基本的な指針に定める事項として、乳児等のための支援給付及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業の実施に関する基本的事項を追加するとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定める事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容その他必要な事項を追加することとした。（第六〇条～第六二条関係）

9　費用の支弁等

㈠　市町村の支弁として、妊婦支援給付金の支給に要する費用並びに乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用を追加することとした。（第六五条第一号及び第五号の二関係）

㈡　㈠の妊婦支援給付金の支給に要する費用については、その全額につき、㈤による国からの交付金をもって充てることとした。（第六六条の四第一項関係）

㈢　㈠の乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用については、その八分の一に相当する額につき㈣による都道府県からの交付金を、四分の三に相当する額につき㈥による国からの交付金をもって充てるものとし、当該費用の八分の一に相当する額を市町村が負担することとした。（第六六条の四第二項関係）

㈣　都道府県は、㈠の乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用の額の八分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため、当該額を交付することとした。（第六七条第三項関係）

㈤　国は、市町村に対し、㈠の妊婦支援給付金の支給に要する費用に充当させるため、子ども・子育て支援納付金（以下「支援納付金」という。）を原資として、当該費用の全額に相当する額を交付することとした。（第六八条第一項関係）

㈥　国は、市町村に対し、㈠の乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用に充当させるため、当該費用の額の四分の三に相当する額を交付することとした。この場合において、国が交付する交付金のうち、当該費用の額の四分の一に相当する額は国が負担し、当該費用の額の二分の一に相当する額は支援納付金を原資とすることとした。（第六八条第四項関係）

10　拠出金

㈠　満三歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等負担対象額に対し拠出金をもって充てる割合の上限を、五〇分の一に引き上げることとした。（第六六条の三第一項関係）

㈡　拠出金率の上限を、一、〇〇〇分の四・〇に引き下げることとした。（第七〇条第二項関係）

11　支援納付金の徴収等

㈠　政府は、次に掲げる費用のうち国が負担する部分等を除いた部分（以下「支援納付金対象費用」という。）に充てるため、令和八年度から毎年度、健康保険者等から、支援納付金を徴収することとする等、支援納付金の徴収及び納付義務について所要の規定の整備を行うこととした。（第七一条の三関係）

(1)　9の㈤による交付金の交付に要する費用

(2)　9の㈥による交付金の交付に要する費用

(3)　児童手当法の規定による国から市町村に対する交付金の交付に要する費用

(4)　雇用保険法に規定する出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金の支給に要する費用

(5)　九の3の国民年金法の規定による保険料に相当する額の補塡に要する費用

(6)　子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国債（以下この(6)及び14において「子ども・子育て支援特例公債等」という。）の償還金、利子並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの

㈡　支援納付金の額、徴収の方法等について所要の規定の整備を行うこととした。（第七一条の四～第七一条の一三関係）

12　社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等

社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等について所要の規定の整備を行うこととした。（第七一条の一四～第七一条の二五関係）

13　子ども・子育て支援特例公債

子ども・子育て支援特例公債の発行等について所要の規定の整備を行うこととした。（第七一条の二六～第七一条の二八関係）

14　雑則

㈠　支援納付金対象費用、子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還並びに支援納付金に係る歳入歳出は、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定において経理することとした。（第七一条の二九関係）

㈡　内閣総理大臣は、支援納付金に関する重要事項を定めようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第七一条の三〇関係）

15　罰則

罰則について所要の規定の整備を行うこととした。（第七七条の二～第七九条及び第八〇条の二～第八二条関係）

二　健康保険法の一部改正関係

1　全国健康保険協会（三の4において「協会」という。）の行う業務に、支援納付金の納付に関する業務を追加することとした。（第七条の二第三項関係）

2　国庫が事務の執行に要する費用を負担する健康保険事業の事務に、支援納付金の納付に関する事務を追加することとした。（第一五一条関係）

3　保険者等が保険料を徴収して充てる健康保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加することとした。（第一五五条第一項関係）

4　各被保険者の標準報酬月額等に一般保険料率と子ども・子育て支援金率とを合算した率を乗じて得た額を一般保険料等額とすることとした。（第一五六条第一項関係）